あっせん・仲裁委員の候補者の指定等について 1 令和5年9月14日 2電力・ガス取引監視等委員会事務局 3 総務課 4 5 (趣旨) 6 電気事業法等に基づき、委員会があらかじめ指定することとされているあ っせん・仲裁を行うあっせん委員及び仲裁委員の候補者を指定する。 7 8 9 1. あっせん・仲裁の概要 10 電力・ガス取引監視等委員会では、電力・ガスの自由化による参入事業者の 11 増加等に伴い、平成27年9月1日に電気、平成28年9月1日にガス・熱の 12 取引に関する紛争を公正・中立な手続によって迅速に処理するため、あっせ 13 ん・仲裁の制度を設けている。 14 15 2. あっせん委員及び仲裁委員の候補者の指定(案) 16 雷気事業法第35条第3項(ガス事業法第107条第2項及び勢供給事業法 17 第19条の2第2項において準用する場合を含む。)及び電気事業法第36条 18 第3項(ガス事業法第107条第4項及び熱供給事業法第19条の2第4項に 19 おいて準用する場合を含む。)の規定に基づき、あっせん委員及び仲裁委員の 20 候補者となる委員会の委員その他の職員のうち、小林由佳氏をその他の職員 21(特別委員) として指定する。 22また、堤あずさ特別委員の任期満了に伴い、指定の解除を行う。 2324・あっせん委員及び仲裁委員の候補者 25<委員> 26岩船 由美子 東京大学生産技術研究所 特任教授 27北本 佳永子 公認会計士 28 大阪大学大学院法学研究科 教授 29 武田 邦宣 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター 圓尾 雅則 30 31 <特別委員> 32 稲垣 隆一 33 稲垣隆一法律事務所 弁護士 有限責任あずさ監査法人 シニアマネジャー 公認会計士 34 小林 由佳 小宮山 涼一 東京大学大学院工学研究科 准教授 35 田中 誠 政策研究大学院大学 教授 36 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 西川 佳代 37 早稲田大学大学院理工学研究科 教授 林 泰弘 38

3. 仲裁委員の候補者の名簿(案) 40

電気事業法施行令第28条(ガス事業法施行令第7条及び熱供給事業法施行 41

令第5条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、仲裁委

43 員の候補者の名簿を資料3-1のとおり作成する。

44 45

42

【参考】 46

47(特別委員)

- 1. 電力・ガス取引監視等委員会令 関係条文 48
- 49 第一条 電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)に、あっせ ん又は仲裁に参与させるため、特別委員を置くことができる。 50
- 2 特別委員は、学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。 51
- 3 特別委員の任期は、二年とする。 52
- 4 特別委員は、再任されることができる。 53
- 5 特別委員は、非常勤とする。 54

55

- (あつせん) 56
- 1. 電気事業法 関係条文 57
- 第三十五条 58
- 1 2 (略) 59
- 3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員(委員会があらかじ 60 め指定する者に限る。次条第三項において同じ。)のうちから委員会が事件 61 ごとに指名するあつせん委員が行う。 62

63

- 2. ガス事業法 関係条文 64
- 第百七条 65
- (略) 66 1
- 電気事業法第三十五条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんに 67 準用する。この場合において、同条第三項中「次条第三項」とあるのは「ガ 68 ス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第百七条第四項において準用する 69 次条第三項」と、同条第六項中「第二十五条第二項(第三十二条において準 70 71用する場合を含む。)の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは
- 「ガス事業法第八十五条第四項の規定による裁定の申請又は第百七条第三 72
- 項」と読み替えるものとする。 73

- 3. 熱供給事業法 75
- 第十九条の二 76
- 77 1 (略)
- 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第三十五条第二項から第六項 78
- までの規定は、前項のあつせんに準用する。この場合において、同条第三項 79
- 中「次条第三項」とあるのは「熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八 80
- 号)第十九条の二第四項において準用する次条第三項」と、同条第六項中 81

- 82 「第二十五条第二項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定に
- 83 よる裁定の申請又は次条第一項」とあるのは「熱供給事業法第十九条の二第
- 84 三項」と読み替えるものとする。

85

- 86 (仲裁)
- 87 1. 電気事業法 関係条文
- 88 第三十六条
- 89 1・2 (略)
- 90 3 仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて
- 91 選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定が
- 92 なされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名
- 93 する。

94

- 95 2. ガス事業法
- 96 第百七条
- 97 1-3 (略)
- 98 4 電気事業法第三十六条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁に準用 99 する。

100

- 101 3. 熱供給事業法
- 102 第十九条の二
- $103 \quad 1-3 \quad (略)$
- 104 4 電気事業法第三十六条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁に準用 105 する。

106

- 107 (名簿の作成)
- 108 1. 電気事業法施行令 関係条文
- 109 第二十八条 委員会は、経済産業省令で定めるところにより、法第三十六条第 110 三項の委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。

- 112 2. ガス事業法施行令 関係条文
- 113 第七条 電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)第二十六条から第三
- 114 十五条までの規定は、法第百七条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁に
- 115 ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同
- 116 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも
- 117 のとする。
- 118 (一部略)

第二十	法第三十六条第三	ガス事業法第百七条第四項において準用する
八条	項	法第三十六条第三項

- 120 3. 熱供給事業法施行令 関係条文
- 121 第五条 電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)第七条から第十六条
- 122 までの規定は、法第十九条の二第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁につ
- 123 いて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表
- 124 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの
- 125 とする。
- 126 (一部略)

第二十	法第三十六条第三	熱供給事業法第十九条の二第四項において準
八条	項	用する法第三十六条第三項

127128

- (名簿の記載事項)
- 129 1. 電気事業法施行規則 関係条文
- 130 第四十七条の六 令第二十八条の名簿には、次に掲げる事項を記載するものと
- 131 する。
- 132 一 氏名及び職業
- 133 二 経歴
- 134 三 任命及び任期満了の年月日
- 135 2. ガス事業法施行規則 関係条文
- 136 第百七十条 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第四十
- 137 七条の五から第四十七条の十までの規定は、法第百七条第一項のあつせん及び
- 138 同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げ
- 139 る同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句
- 140 に読み替えるものとする。
- 141 (一部略)

第四十七条の九	法第三十六条第一項	ガス事業法第百七条第三項
第一項	様式第四十の二	様式第八十一
第四十七条の九	法	ガス事業法
第三項		

- 143 3. 熱供給事業法施行規則 関係条文
- 144 第十七条 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第四十七
- 145 条の五から第四十七条の十までの規定は、法第十九条の二第一項のあつせん及
- 146 び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲
- 147 げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる
- 148 字句に読み替えるものとする。
- 149 (一部略)

第四十七条の九	法第三十六条第一項	熱供給事業法第十九条の二第三項
第一項	様式第四十の二	様式第十三
第四十七条の九	法	熱供給事業法
第三項		